

## ●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成22年10月29日

香川県監査委員 仲山省三  
同 鍋嶋明人  
同 宮本欣貞  
同 都村尚志

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
指導注意事項  ア 収入事務について  (ア) 県税の延滞金の調定について、滞納繰越に係る調定額の計上に誤りがあった。 (税務課)  (イ) 県たばこ税の調定伺について、訂正方法が適正でないものがあった。(県税事務所)  (ウ) 行政財産使用許可に係る使用料について、収入調定が9か月遅延しているものがあった。(県民活動・男女共同参画課)  イ 支出事務について  消費生活情報提供に係るインターネット接続サービス利用契約について、サービス提供事業者の規約に定められた解約手續が遅延したため、利用していない期間1か月分の利用料を支払っていた。(県民活動・男女共同参画課)  ウ 旅費の支給について  (ア) 県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあつたので、追給する必要がある。  また、職員から提出された自家用車公務使用申請書及び領収書添付票は、支出負担行為担当者が適正に保管する必要がある。(人事・行革課)  (イ) 県内旅費について、旅費システムに	直ちに延滞金の滞納繰越に係る調定額を修正した。  今後は、適正な訂正方法について徹底する。  今後は、行政財産の使用許可に関する基準の規定を遵守し、適正に処理する。  今後は、適正な契約事務に努め、同様の案件の再発防止を徹底する。  県内旅費の未支給について、直ちに追給した。  自家用車公務使用申請書及び領収書添付票は、支出負担行為担当者が保管し、個人で保管すること等がないように徹底した。  県内旅費の未支給について、

	<p>おける申請漏れがあり、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。 (職員課)</p> <p><b>工 委託契約について</b></p> <p>(ア) 隨意契約による委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあった。</p> <p>(総務学事課・危機管理課)</p> <p>(イ) 職員住宅に係る消防設備の点検業務委託について、契約書で委託業務の内容(住宅ごと、設備ごとの個数)を明確にしておく必要がある。 (職員課)</p> <p><b>才 指定管理について</b></p> <p>県営駐車場の指定管理について、毎月提出される報告書を駐車場ごとに精査とともに、指定管理者の行う再発防止策が確實に実施されるよう注視し、所要の指示を行う必要がある。 (総務学事課)</p>	<p>直ちに追給した。</p> <p>追加報告分として直ちに公表した。</p> <p>平成23年度契約時より消防設備の数量等の適切な記載を行う。</p> <p>県営駐車場の指定管理者から毎月提出される報告書について確認方法を見直し、利用状況も含めて駐車場ごとに詳細に精査した。また、指定管理者の行う再発防止策の実施状況について聞き取りを行うとともに現地で確認した。</p> <p>今後も引き続き、報告書を精査するとともに、指定管理者の再発防止策の確実な実施を確認していく。</p>
検討指示事項	<p><b>繰越金について</b></p> <p>集中管理特別会計の文書管理費の繰越金について、繰越額が増加しているので、浄書費単価の見直し等により繰越額の減少を検討する必要がある。 (総務事務集中課)</p>	<p>繰越金は、年度始めの振替単価設定時におけるコピー等の年間見込みと実績等の差によるものであり、22年度においては、繰越金の過減を図るため、繰越金の約3分の1を収入充当するよう単価設定を行った。</p> <p>今後とも、監査結果を踏まえ、適切な振替単価の検討など、繰越金の減少に向けた取組みを行う。</p>